

平成28年度

奈良市特定任期付職員(弁護士)採用選考試験案内

平成28年7月採用予定者の特定任期付職員の採用選考試験を次のとおり行います。

申込方法・申込受付期間

郵送(簡易書留)平成28年3月23日(水)～平成28年4月22日(金) (必着)

1 受験資格、任用期間

受験資格: 弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録している人で、弁護士としての実務経験のある人

試験区分	採用予定人数	任用期間
弁護士	若干名	平成28年7月1日(採用予定日)から平成31年3月31日まで (基本的な勤務時間は、1週間当たり38時間45分です。)

- ※ 試験の結果、適任者がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。
- ※ 任用期間中は、地方公務員法が適用されますので、現在の業務を停止し、公務に専念することになります。
- ※ 採用日については、採用予定日から平成29年4月1日までの範囲で相談に応じます。

○ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 奈良市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (6) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者

2 試験内容、試験日、試験会場等

区分	内容	試験日・試験会場	合格発表
1次 選考	書類選考 (申込時の提出書類による選考)		5月20日 午後3時 (予定)
2次 選考	個別面接	【日時】5月下旬～6月上旬(予定) (日時等は、第1次選考合格者に通知します。) 【会場】奈良市役所(奈良市二条大路南一丁目1番1号)	6月中旬 (予定)

(注1) 合格発表について、合否にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。また、奈良市役所前掲示場に合格者の受験番号を掲示します。ホームページ(<http://www.city.nara.lg.jp>)による発表を行います。合否の最終確認は前述のいずれかの方法で必ず行ってください。

(注2) 第2次試験当日は、受験票を必ず持参してください。受験票がないと受験できません。

(注3) 第1次試験後の合格通知書で指定された次の試験の日時は変更することができません。いずれの試験も欠席又は棄権した場合はそれ以降の試験を受験できません。

3 受験手続

次の書類を送付して申し込んでください。

試験案内、 申込書の入手	ホームページ(http://www.city.nara.lg.jp)からダウンロードするか市役所中央棟5階人事課内奈良市職員任用試験委員会で入手してください。
提出書類	①試験申込書 ※①～③の用紙をダウンロードした時は、必ず A4 サイズの紙に印刷して提出してください。 ②職務経歴書(別紙を含む。) ③受験票 ④弁護士登録証明書の写し ⑤受験票返信用封筒 (82 円切手を貼り、宛先を明記した長 3 号:長さ 23.5cm、幅 12cm 程度、折り曲げ可)
受付期間	平成28年3月23日(水)～4月22日(金)必着
送付先	〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所人事課内奈良市職員任用試験委員会

(注) 提出書類は合否に関わらず返却いたしません。

※ 第2次選考合格後の提出書類

職 種	提出書類	提出時期
全職種	職歴証明書	第2次試験合格後

4 試験結果の開示

試験の結果(総合順位、総合得点及び試験種類別得点)について、試験合格発表の日から平成29年3月31日まで、奈良市個人情報保護条例に基づき、口頭により開示を請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後5時の間に人事課へお越しください。電話等による請求はできません。試験には、合格基準がありますので基準に達しない場合は、総合順位及び総合得点が上位であっても不合格となる場合があります。

5 合格から採用まで

- 最終合格者は合格発表日に作成する採用候補者名簿に登載し、平成28年7月1日に採用の予定です。
ただし、離職等の事情により、予定日の採用が困難な場合は、平成29年4月1日までの範囲で相談に応じます。
- 採用候補者名簿の有効期間は、登載日から1年間です。
- 受験資格に必要な職歴や資格・免許等の証明ができなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。
- 受験資格がないこと及び試験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。

6 主な職務内容

- 法的視点を取り込んだ政策等の企画・立案や、各業務への相談による法的妥当性の検証に関する業務
- 市への不当要求行為、訴訟、行政不服審査、その他法的事案の整理、解決業務並びに予防業務
- 児童虐待に係る安全確認や一時保護の実施、また児童の虐待防止や権利擁護に関する業務
- 支援困難な保護者との面接、相談業務に関する業務
- 上記事項に係る職員の能力開発支援等
- その他、法曹有資格者としての知識と経験が活かされる業務

7 給与

給料月額、奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 5 条の特定任期付職員の給料表(下表参照)に基づいて実務経験年数や業務実績を考慮の上、決定します。

補佐級(1号給)	主幹級(2号給)	課長級(3号給)	次長級(4号給)	部長級(5号給)	部長級(6号給)
371,000 円	419,000 円	471,000 円	532,000 円	607,000 円	709,000 円

上記の他に、期末手当が支給され、地域手当、通勤手当、特定任期付職員業績手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。扶養手当、住居手当、管理職手当、勤勉手当は支給されません。

- ※ 採用前に給与条例の改正等があった場合には、その規程による支給となります。
- ※ 市の財政健全化に資することを目的に、給料月額の減額を行う場合があります。
- ※ 任用後、弁護士登録を継続することは任意で可能ですが、会費等は自己負担となります。

8 問い合わせ先

奈良市職員任用試験委員会(奈良市役所人事課内)

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 TEL (0742)34-4821(直通)